

総合評価書

1 評価対象政策（法第10条第1項第1号） 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	
2 政策所管部局 大臣官房統計部	3 評価実施主体（法第10条第1項第2号） 大臣官房統計部統計企画管理官
4 評価実施時期（法第10条第1項第2号） 令和8年度	
5 評価対象期間 令和3年度～令和7年度	
6 政策の目的・目標 農林水産統計は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく公的統計であり、農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等に必要不可欠な統計データを的確かつ効率的に作成し提供するものである。 【別紙1】 【別紙3】 また、政策的な利用にとどまることなく、国民のための公共財として広く国民に利用されるようインターネットでの提供等、統計データの利用推進に取り組む。	
7 政策の具体的内容 （1）農林水産統計は、国民への食料の安定的な供給や、地域の経済を支える重要な産業である農林水産業に係る基本的なデータを継続的に把握するとともに、政策担当部局との間で緊密な連携を図りその時々に応じた政策ニーズを把握しつつ、農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価根拠など、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等国の農林水産政策の推進に必要な統計について作成している。 （2）こうした中で、「総人件費改革」（「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年閣議決定）に基づき、地方統計組織の人員は平成22年までに約半減され、その後も更なる定員削減と組織再編により、令和7年度末には719名にまで縮減された。限られた人員で新たなニーズにも対応していくとの観点から、国の施策遂行上、必要不可欠な統計に重点化するとともに、調査方法についても職員による調査（職員調査）を限定し、一般公募の調査員による調査（調査員調査）、郵送による調査（郵送調査）、オンラインによる調査（オンライン調査）及び民間委託によるアウトソーシングを行ってきた。 （3）さらに、地方組織で統計業務に従事する職員の高齢化の進展による退職者数の増加等、今後も地方組織で統計業務に従事する職員の減少が避けられない状況下であっても質の高い信頼性のある統計データを継続的に整備・提供できるようにするため、平成27年度より調査に必要な高い専門知識・能力を持った統計調査員（専門調査員※1）を地方統計職員の減少に応じて導入しており、公募に当たっては、地域おこし協力隊等への周知を強化するなど、多様な人材の確保・育成にも注力している。また、牛個体識別情報や漁獲成績報告書などの各局庁等の業務データの利用や、人工衛星データや人工知能（AI）の活用など、新たな手法・技術の導入により、一層の業務効率化や高度化にも取り組んでいる。	

※1：専門調査員とは調査に必要な知識・能力、統計調査の実務経験等を有し、非常勤の国家公務員として従事する統計調査員

- (4) 水稻の収穫量に関する統計について、より生産現場の実感に合った情報を提供するため、令和7年産から、過去30年のトレンドを基にした平年収量との比較である「作況指数」に替えて、直近5年中3年の平均収量と比較する「作況単収指数」を新たに公表するとともに、主食用米の収穫量を把握するためのふり目幅を生産者が使用している大きなものに変更するなど、公表内容の見直しを行った。
- (5) 令和7年4月に策定された「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、農林水産政策の基盤である統計データの正確性の確保、持続的な作成と、統計データの活用環境整備の推進が大きく位置付けられた。基本計画の着実な推進への貢献に向け、政策部局での政策の立案・検証に資するデータ分析や地方組織でのデータ分析支援等も行い、新たなニーズにも対応したデータ活用環境整備を進めている。
- (6) 平成31年（2019年）に明らかとなった政府統計における不適切事案の再発防止と品質確保のための「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年9月30日統計委員会建議）及び「統計行政の新生に向けて」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえて改定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づき、引き続き農林水産統計の総合的な品質管理の取組を実施している。
- (7) 政府統計が公共財であることを踏まえて、調査結果を速やかに公表するとともに、「e-Stat（政府統計の総合窓口）」と連携し、統計調査結果を広く提供しているほか、「e-Stat」では対応していない文字情報やグラフ・図などを用いた加工・分析情報を農林水産省ホームページにおいて提供することにより、国民にとって利便性が高くなるような情報提供を推進している。
- (8) 併せて、統計法第55条第1項の規定に基づく統計法施行状況報告において、毎年度公的統計基本計画の進捗状況、公的統計の作成状況等について総務省へ報告している。当該報告については、同法同条第2項の規定に基づき、総務大臣により取りまとめられ、ホームページに掲載されるとともに統計委員会※2に報告され、同条第3項の規定では、統計委員会は必要に応じて意見を述べることでできるとなっており、政府統計の適正な実施が確認されている。

※2：統計法第44条に基づき専門的かつ中立・公正な第三者機関として、内閣府に設置された機関。

8 評価の観点（法第10条第1項第3号）

政策効果を把握し、以下の3つの観点から評価を行う。

（1）必要性

- ① 農林水産政策を支える情報インフラとして、政策目標の設定と評価根拠、需給安定対策等の施策の発動基準、国の財政支出の算定根拠等、農林水産政策ニーズとの関連
- ② 農林水産統計調査結果の公共財としての役割

（2）効率性

- ① 総人件費改革及び政策ニーズを踏まえた統計調査の見直しの状況
- ② 専門調査員の状況

（3）有効性

- ① 農林水産統計調査結果の公表状況
- ② 農林水産統計調査結果の利用状況

9 学識経験を有する者の知見の活用（法第10条第1項第5号）

農林水産省政策評価第三者委員会委員からの意見聴取。

10 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第10条第1項第6号）

- ・ 農林水産統計と農林水産政策の対応状況（8.（1）関係）【別紙3】
- ・ 農林水産統計調査の見直し（8.（2）関係）【別紙4】
- ・ 専門調査員の状況（8.（2）関係）【別紙6】
- ・ 農林水産統計の作成・公表状況（令和7年度実績）（8.（3）関係）【別紙8】
- ・ アクセス件数（8.（3）関係）【別紙9】
- ・ 調査票情報の利用件数について（8.（3）関係）【別紙10】

11 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条第1項第4号）

（1）必要性

[把握手法]

- ① 農林水産政策を支える情報インフラとして、農林水産政策ニーズに対応した農林水産統計調査について整理
- ② 国民のための「公共財」として、農山漁村・地域の実態・農林水産業従事者の構造、農林漁業経営、農林水産物の生産・流通・加工・消費からなるフードシステム全体に関する様々な数値の提供・利用状況を整理

[結果]

農林水産統計については、以下のことから必要性が確認された。

- ① 農林水産統計は、国民への食料の安定供給、国や地域経済の基礎資料の提供、農業・農村の多面的機能の維持・発展等のため、我が国の農林水産業について、農林漁業経営体数、耕地面積などの基本構造や生産量、農林漁業経営体の経営状況などの実態等を明らかにする基本的なデータを継続的に把握している。

統計データは、政策担当部局との協議や個別具体的な打合せを行う等、農林水産政策を支える情報インフラとしてその時々に応じた政策ニーズを把握し、作成している。また、各部局におけるデータ等に基づく政策立案・検証を支援するため、省内外の統計データを活用・分析し、施策の必要性・妥当性について統計的な解釈に基づく説得力のあるデータを各部局へ提供しており、農林水産政策遂行のための統計データの必要性が確認された。【別紙2】【別紙3】【別紙7】さらに、農林水産統計調査は、

- ・ 統計法に基づき総務省において必要性等が十分審査され、総務大臣の承認を得て実施している（基幹統計^{※3}については、統計委員会への諮問・答申が必要）
- ・ 統計法に基づく統計法施行状況報告において、毎年度公的統計基本計画の進捗状況、公的統計の作成状況等について総務省に報告しており、総務省はこれを取りまとめ、公表するとともに統計委員会に報告している。
- ・ 農林水産統計の重要性・必要性については、上記のように統計委員会への諮問・答申、報告を行っており、第三者の関与の下で審議が行われ、それらの検証がなされている。

※3：基幹統計とは、行政機関が作成する統計のうち、総務大臣が指定する特に重要な統計

- ② 農林水産統計の公表状況、ホームページ等アクセス件数、調査票情報の利用件数等から、農林水産情報が公共財として様々なデータを提供し、国民から利用されていることが認められる。（詳細については「（3）有効性」の中で整理）【別紙8】【別紙9】【別紙10】

（2）効率性

〔把握の手法〕

- ① 農林水産統計調査体系の見直し（統計調査の新設、廃止・統合、調査員調査化、郵送調査化、オンライン調査化、民間委託）の状況について整理
- ② 専門調査員制度、専門調査員の導入・任命状況について整理

〔結果〕

農林水産統計については、以下のことから効率性が確認された。

- ① 農林水産統計調査については、利活用の低下した調査や調査項目の廃止・統合を行うなど、利活用状況を踏まえた調査項目の見直しを行っている。調査手法についても、調査に専門知識が必要で、特に重要政策における財政支出の算定根拠に必要不可欠な農業経営統計調査（生産費等）、作物統計調査（水稻の作況等）の一部等に職員調査を限定するとともに、その他の統計調査については、調査員調査化、郵送・オンライン調査化、民間委託等のアウトソーシングを積極的に行う等調査の効率的な実施を図るため、大幅な見直しを行ってきた。【別紙4】

また、統計調査の母集団整備や実査にかかる労力軽減を図るため、人工衛星データやAI等の新技術を活用した取組を行うとともに、これら新技術の収量予測への活用のための実証研究を実施し、統計調査の精度向上にも努めている。【別紙5】

- ② 専門調査員は平成27年度に450名任命し、その後も地方統計職員の減少数に応じて必要な専門調査員を導入。令和7年度には1,425人の専門調査員が農業経営統計調査、作物統計調査等の実査に従事している。これらの専門調査員については、調査に必要な高い専門知識を有する人材を活用することにより、職員が担っていた実査業務の一部を代替するなど、民間委託になじまない高度な専門性を要する業務に重点的に従事させることで、限られた人的資源の下で効率的な実施

が図られている。

一方で、専門調査員については、地方統計組織のOB・OGを中心に、農業者やJA、農業共済等のOB・OGが担っており、地方の農業関係機関等の定年延長や職員減少により、確保が難しくなっている状況にある。このため、新たな人材確保に向けて地域おこし協力隊、マルチワーカー等にパンフレットを配布するなど周知活動を強化し、多様な人材の確保・育成のための取組を行っている。【別紙6】

(3) 有効性

[把握の手法]

① 農林水産統計の作成・公表状況について整理

② 農林水産統計調査結果の農林水産施策における利用状況及び国民等の利用状況について整理

[結果]

農林水産統計については、以下のことから有効性が確認された。

① 農林水産統計の作成・公表については、作物の作期等に応じて適時に行われ、年次統計83調査、月別調査等年次以外の調査100調査の公表が行われている。【別紙8】

② 農林水産統計調査結果の利用状況について

a 農林水産統計調査の結果は、

- ・ 「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」、「水産基本計画」において、効果の検証や新たな目標設定、食料自給率の算定（政策目標の設定と評価）
- ・ 農業災害補償制度、水産物の需給計画・価格安定対策（需給安定対策等の施策の発動基準）
- ・ 経営所得安定対策における交付金の算定、畜産物価格対策（国の財政支出の算定根拠）等、全て農林水産政策に利用されている。【別紙3】

b 農林水産統計調査の公表データについては、農林水産省ホームページに第1報（速報）の公表の際に過年次と比較できるよう累年統計を掲載している。また、他府省の統計データも利用して、都道府県や市町村ごとに農林水産業の状況が把握できるデータを「わがマチ・わがムラ情報提供システム」により提供。また、主要な統計データをグラフや表を用いて可視化した「MAFFダッシュボード」等、利用者が使いやすいデータ提供を行っている。令和7年度の統計部ホームページ（統計情報）へのアクセス数は約41万件（月平均約3万件）となっている。また、政府統計の総合窓口（e-Stat）への令和6年度のアクセス数は政府全体で最も多い約2,400万件となっている。【別紙9】

c 調査票情報（統計調査の個票）を利用した組替集計や名簿の作成等の調査票情報の利用件数については、令和3年度から令和7年度において855件となっている。【別紙10】

12 政策評価の結果（法第10条第1項第7号）

(1) 農林水産統計は、我が国の農林水産業に関する基本的なデータを継続的に把握するとともに、その時々に応じた農林水産政策ニーズについて政策担当部局と協議を行うことにより作成・提供され、農林水産政策の推進に不可欠なものとなっていることから、その必要性が確認された。

また、統計法に基づき、総務省において必要性等が十分審査され、総務大臣の承認、基幹統計については、統計委員会への諮問・答申を得て実施していることに加え、公的統計の作成状況等を第三者機関である統計委員会に報告するなど、第三者の関与の下で審議が行われ、その重要性

・必要性について検証がなされている。

政府が進める証拠に基づく政策立案（E B P M）の推進に資するよう、引き続き政策ニーズに沿った農林水産統計データを整備・提供するため、調査の見直し・重点化を行うことが必要である。

（２）農林水産統計は地方統計職員の減少が進む中、①調査精度を維持しながら安定的に継続できるよう、利活用が低下した調査や調査項目の廃止・統合等の見直し、②専門調査員の導入や民間委託等、調査のアウトソーシング、③人工衛星データやA I等の新技術を活用した調査手法の開発・導入等が行われており、調査手法の見直しとともに、専門調査員の活用や業務の外部化等を通じた役割分担の最適化を図ることで、限られた人的資源の下で効率的な実施が行われていることが確認された。

統計法に基づく「公的統計」について

1 公的統計についての基本的認識

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報

※ 「公的統計」とは、行政機関等が作成する統計であり、調査統計、業務統計、加工統計が該当

2 公的統計の基本理念

- (1) 体系的な整備（必要な統計の作成、定義の統一等）
- (2) 適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性・信頼性が確保されるよう作成（効率的な作成方法、品質の確保等）
- (3) 広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供
- (4) 統計の作成に用いられる個々の情報に関する秘密の保護

3 統計調査の種類

(1) 基幹統計調査

基幹統計調査とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査

なお、基幹統計とは行政機関が作成する統計のうち、次のいずれかに該当するもの

- ① 全国的な施策を企画立案しこれを実施するために特に重要な統計
- ② 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用が見込まれる統計
- ③ 国際条約又は国際機関が作成する計画に基づき作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(2) 一般統計調査

基幹統計調査以外のもの

※ 「統計調査」とは、統計の作成を目的として、個人又は法人等に事実の報告を求めることにより行う調査。統計調査の新規実施や変更の際には、総務大臣の承認が必要。基幹統計調査については、統計委員会の意見聴取が必要。

4 調査結果の公表

基幹統計調査や一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに公表

統計部で所管する統計調査(41本)

統 計 調 査 名		
基幹統計調査 (7本)	1	農業経営統計調査
	2	農林業センサス
	3	漁業センサス
	4	作物統計調査
	5	木材統計調査
	6	海面漁業生産統計調査
	7	牛乳乳製品統計調査
一般統計調査 (34本)	8	林業経営統計調査
	9	漁業経営統計調査
	10	農業物価統計調査
	11	生産者の米穀在庫等調査
	12	農業構造動態調査
	13	漁業構造動態調査
	14	新規就農者調査
	15	集落営農実態調査
	16	農道整備状況調査
	17	特定作物統計調査
	18	畜産統計調査
	19	木材流通統計調査
	20	内水面漁業生産統計調査
	21	食品流通段階別価格形成調査
	22	青果物卸売市場調査
	23	畜産物流通調査
	24	水産物流通調査（水産加工統計調査、産地水産物用途別出荷量調査、冷蔵水産物在庫量調査）
	25	食品循環資源の再生利用等実態調査
	26	6次産業化総合調査
	27	野生鳥獣資源利用実態調査
	28	産業連関構造調査
	29	容器包装利用・製造等実態調査
	30	油糧生産実績調査
	31	土壌改良資材の農業用払出量調査
	32	地域特産野菜生産状況調査
	33	花木等生産状況調査
	34	農業協同組合及び同連合会一斉調査
	35	森林組合一斉調査
	36	特用林産物生産統計調査
	37	木質バイオマスエネルギー利用動向調査
	38	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査
	39	水産加工業経営実態調査
	40	愛玩動物看護師就職状況等調査
	41	家畜排せつ物管理方法等実態調査

農林水産統計と農林水産政策の対応状況

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
セン サ ス	農林業センサス	食料・農業・農村基本計画	農業経営体数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積	生産性向上に関するKPI	政策目標の設定と評価根拠
		地方交付税	農家数、経営耕地面積、林野面積	基準財政需要額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	漁業センサス	水産基本計画	漁業経営体数、漁業就業者数	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		地方交付税	漁業経営体数	基準財政需要額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
経 営 統 計 調 査	農業経営統計調査	食料・農業・農村基本計画	生産費	生産性向上に関するKPI	政策目標の設定と評価根拠
		食料・農業・農村基本計画	農業経営収支	経営モデルの策定	政策目標の設定と評価根拠
		酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	生産費	基本方針の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		経営対策	生産費	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
		畜産物価格対策	農業経営収支、生産費	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	林業経営統計調査	森林・林業基本計画	林業経営収支	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	漁業経営統計調査	水産基本計画	漁業経営収支	基本計画の作成に利用	政策目標の設定と評価根拠
	農業物価統計調査	食料・農業・農村基本計画	農産物価格	食料自給率の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		経営対策	価格指数、農業生産資材価格	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
		畜産物価格対策	価格指数	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	生産者の米穀在庫等調査	米穀の需給見通し	米穀在庫量	米穀の需給見通しにおける生産努力目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
構 造 統 計 調 査	農業構造動態調査	食料・農業・農村基本計画	農業経営体数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積	サステナブルな農業構造に関するKPI 生産性向上に関するKPI	政策目標の設定と評価根拠
	漁業構造動態調査	水産基本計画	漁業経営体数、漁業就業者数	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	集落営農実態調査	食料・農業・農村基本計画	集落営農数	サステナブルな農業構造	政策目標の設定と評価根拠
	農道整備状況調査	地方交付税	農道延長距離	農道の維持改修費に係る基準財政需要額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	新規就農者調査	食料・農業・農村基本計画	新規就農者数	サステナブルな農業構造	政策目標の設定と評価根拠
	農業協同組合及び同連合会一斉調査	食料・農業・農村基本計画	組織、業務の執行体制、財務・決算状況	農協系統組織の体制、事業のあり方の検証に利用	政策目標の設定と評価根拠
	森林組合一斉調査	森林・林業基本計画	組織執行体制、財務	事業・業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導等に利用	政策目標の設定と評価根拠
	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	水産基本計画	職員数、職員の給与、定年制、初任給	漁協指導、合併、事業統合等の推進	政策目標の設定と評価根拠
	愛玩動物看護師就職状況等調査	愛玩動物看護師の安定した人材の供給や確保	学生の在籍状況、卒業生の就職状況	愛玩動物看護師制度の検討に利用	政策目標の設定と評価根拠
生 産 統 計 調 査	作物統計調査	食料・農業・農村基本計画	耕地面積、作付面積、10a当たり収量、収穫量	KPIの設定、検証の基礎資料に利用	政策目標の設定と評価根拠
		米の需給見通し	収穫量	主食用米等の需給見通しの算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		果樹農業振興基本方針	収穫量	国内生産量の目標を定める際に利用	政策目標の設定と評価根拠
		食料自給率	収穫量	食料需給表作成の基礎資料に利用	政策目標の設定と評価根拠
		農業災害補償制度	10a当たり収量	農業共済に係る国が行う損害の額の審査・認定の基礎資料に利用	需給安定対策等の施策の発動基準
		経営所得安定対策	10a当たり収量	交付金の算定に利用	国の財政支出の算定根拠

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
生産統計調査（続き）	特定作物統計調査	農業災害補償制度	10a当たり収量	農業共済に係る国が行う損害の額の審査・認定の基礎資料に利用	需給安定対策等の施策の発動基準
		関税割当制度	作付面積、10a当たり収量、収穫量	関税割当数量の算定における国内生産見込み数量の算出に利用	国の財政支出の算定根拠
	畜産統計調査	食料・農業・農村基本計画	飼養頭羽数	KPIの設定、検証の基礎資料に利用	政策目標の設定と評価根拠
		酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	飼養頭数	基本方針の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		畜産物価格対策	飼養頭数	加工原料乳生産者補給金単価及び総交付対象数量の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	家畜排せつ物管理方法等実態調査	温室効果ガスインベントリ	家畜排せつ物発生量・処理方法、堆肥生産量	温室効果ガスの排出と吸収の目録（インベントリ）に関する報告書の作成に利用	政策目標の設定と評価根拠
	木材統計調査	森林・林業基本計画	素材入荷量	林産物の供給及び利用の目標の算出に利用	政策目標の設定と評価根拠
		木材需給対策	素材供給量、素材入荷量	木材需給対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	木材流通統計調査	森林・林業基本計画	素材入荷先別入荷量、製材品出荷先別出荷量	基本計画の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		木材需給対策	素材・木材チップ及び木材製品の価格	木材需給対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	海面漁業生産統計調査	水産基本計画	漁獲量	自給率目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	内水面漁業生産統計調査	水産基本計画	漁獲量	自給率目標の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	地域特産野菜生産状況調査	野菜価格安定対策	10a当たり収量	価格差補給金の支援対象品目の選定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	花木等生産状況調査	花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針	出荷額	国内生産量（産出額）等の目標設定の基礎資料に利用	政策目標の設定と評価根拠
	油糧生産実績調査	食料自給率	油糧の生産量、原料の在庫量	食料需給表作成の基礎資料に利用	政策目標の設定と評価根拠
	特用林産物生産統計調査	森林・林業基本計画	しいたけ原木伏込量、木炭、薪生産量	用途別木材利用量の目標設定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	森林・林業基本計画	木材チップの利用量	燃料材利用量の目標設定に利用	政策目標の設定と評価根拠

農 林 水 産 統 計 調 査		主な施策等	主な利用項目	主な利用	区分
流通消費統計調査	牛乳乳製品統計調査	食料・農業・農村基本計画	生乳生産量	KPIの設定	政策目標の設定と評価根拠
		酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	飲用牛乳等の生産量、生乳生産量	生乳及び飲用牛乳等の地域別の生産数量目標等の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		食料自給率	生乳生産量	自給率の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		畜産物価格対策	生乳生産量、飲用牛乳等の生産量	加工原料乳生産者補給金の対象とする限度数量の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	食品循環資源の再生利用等実態調査	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針	年間発生量、再生利用等の実施率	再生利用等の実施率の目標値の設定や進捗状況の把握に利用	政策目標の設定と評価根拠
	食品流通段階別価格形成調査(青果物調査)	食料・農業・農村基本計画	流通経費	食品流通の効率化・高度化にかかる施策の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	(水産物調査)	水産基本計画	流通経費等	水産物の流通について多様な流通ルート構築による取引の選択肢の拡大等を推進するための施策の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	畜産物流通調査	食料・農業・農村基本計画	牛・豚枝肉生産量、鶏卵生産量、食鳥処理重量	KPIの設定	政策目標の設定と評価根拠
		食料自給率	牛・豚枝肉生産量、鶏卵生産量、食鳥処理重量	自給率の算定に利用	政策目標の設定と評価根拠
		肉用牛肥育経営安定対策、肉豚経営安定対策	枝肉卸売価格	標準的販売金額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	水産物流通調査(水産加工統計調査)	水産加工業の事業基盤強化(融資)	水産加工品の品目別生産量	融資の対象とする審査の判断基準や輸入割当数量の設定に利用	国の財政支出の算定根拠
	(産地水産物用途別出荷量調査)	水産基本計画	用途別出荷量	水産物自給率目標の設定に利用	政策目標の設定と評価根拠
	(冷蔵水産物在庫量調査)	水産物の需給計画・価格安定対策	月末在庫量	調整保管数量の設定に利用	需給安定対策等の施策の発動基準
	水産加工業経営実態調査	水産加工業の事業基盤強化(融資)	売上高割合、水産加工品目	水産加工資金法の改正等の検討に利用	国の財政支出の算定根拠
	青果物卸売市場調査	野菜価格安定対策	卸売数量、卸売価格	生産者補給金の基準となる保証基準額の算定に利用	国の財政支出の算定根拠
	6次産業化総合調査	食料・農業・農村基本計画	農業者、漁業者等が取り組む生産関連事業の年間販売金額、従事者数	政策評価の指標に利用	政策目標の設定と評価根拠
	野生鳥獣資源利用実態調査	食料・農業・農村基本計画	ジビエ利用量	ジビエ利活用の拡大対策に利用	政策目標の設定と評価根拠
	容器包装利用・製造等実態調査	食料・農業・農村基本計画	排出見込量の比率	特定事業者の再商品化義務量の比率、量の策定に利用	政策目標の設定と評価根拠
産業連関	産業連関構造調査	産業連関表の作成、国民経済計算の基準改定	収入内訳、経費内訳	産業連関表の投入係数等の推計に利用	基幹統計の作成

農林水産統計調査の見直し

* 政策ニーズに応じた調査の新設、廃止・統合 * 調査の周期年化 * 調査票・調査項目の見直し 調査規模の見直し
 * 調査員調査への切替え * 専門調査員の導入 * 郵送・オンライン調査への切替え * 民間委託調査の導入

【平成17年度】

35調査（地方統計定員4,132人）

職員調査 20調査

- 農業経営統計調査
 - 林業経営統計調査
 - 漁業経営調査
 - 作物統計調査
 - 特定作物統計調査
 - 農業物価統計調査
 - 海面漁業生産統計調査
 - 内水面漁業生産統計調査
 - 牛乳製品統計調査
 - 食品流通段階別価格形成調査
 - 畜産物流通統計調査
 - 青果物卸売市場調査
- 等

統計調査員調査 8調査

郵送・オンライン調査 7調査

【令和2年度】

40調査（1258人）

職員・専門調査員調査 5調査

- 農業経営統計調査
- 林業経営統計調査
- 漁業経営統計調査
- 作物統計調査
- 特定作物統計調査

統計調査員調査 8調査

郵送・オンライン調査 14調査

民間委託調査 13調査

- 農業物価統計調査
 - 内水面漁業生産統計調査
 - 野生鳥獣資源利用実態調査
- 等

【令和7年度】

41調査（719人）

職員・専門調査員調査 5調査

- 農業経営統計調査
- 林業経営統計調査
- 漁業経営統計調査
- 作物統計調査
- 特定作物統計調査

統計調査員調査 3調査

郵送・オンライン調査 11調査

民間委託調査 22調査

- 農業物価統計調査
 - 内水面漁業生産統計調査
 - 野生鳥獣資源利用実態調査
- 等

注：調査手法の「統計調査員調査」、「郵送・オンライン調査」、「民間委託調査」は、主たる手法で分類している（複数の手法を用いている調査がある。）。

調査方法別の農林水産統計調査一覧

(令和7年5月時点)

農 林 水 産 統 計 調 査		主たる調査方法 (令和7年度)
調査本数		41調査
経営統計調査	農業経営統計調査	職員・専門調査員
	林業経営統計調査	職員・専門調査員
	漁業経営統計調査	職員・専門調査員
	農業物価統計調査	民間調査(市場化テスト)
	生産者の米穀在庫等調査	民間委託
構造統計調査	農林業センサス	統計調査員
	漁業センサス	統計調査員
	農業構造動態調査	民間委託
	漁業構造動態調査	民間委託
	集落営農実態調査	民間委託
	農道整備状況調査	オンライン
	新規就農者調査	民間委託
	農業協同組合及び同連合会一斉調査	郵送・オンライン
	森林組合一斉調査	郵送・オンライン
	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	郵送・オンライン
	愛玩動物看護師就職状況等調査	オンライン

注：・赤字は基幹統計調査

農 林 水 産 統 計 調 査		主たる調査方法 (令和7年度)
生産統計調査	作物統計調査	職員・専門調査員
	特定作物統計調査	職員・専門調査員
	地域特産野菜生産状況調査	オンライン
	花木等生産状況調査	民間委託
	土壌改良資材の農業用払出量調査	郵送・オンライン
	油糧生産実績調査	民間委託
	畜産統計調査	民間委託
	家畜排せつ物管理方法等実態調査	郵送・オンライン
	木材統計調査	民間委託
	木材流通統計調査	民間委託
	特用林産物生産統計調査	郵送・オンライン
	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	郵送・オンライン
	海面漁業生産統計調査	統計調査員
	内水面漁業生産統計調査	民間調査(市場化テスト)
流通消費統計調査	牛乳乳製品統計調査	民間委託
	6次産業化総合調査	民間委託
	青果物卸売市場調査	民間委託
	畜産物流通調査	民間委託
	水産物流通調査(水産加工統計調査、産地水産物用途別出荷量調査、冷蔵水産物在庫量調査)	民間委託
	容器包装利用・製造等実態調査	民間委託
	野生鳥獣資源利用実態調査	民間委託
	水産加工業経営実態調査	民間委託
	食品循環資源の再生利用等実態調査	民間委託
	食品流通段階別価格形成調査	民間委託
産業連関	産業連関構造調査	郵送・オンライン

新技術を活用した取組

- 耕地面積調査等の母集団情報として、全国の土地を隙間なく200メートル四方（北海道は400メートル四方）の区画に区分し、耕地が存在する約290万区画について、**人工衛星画像をもとに「ほ場」の形状に沿って作成した農地の区画情報（筆ポリゴン）を整備**し、平成31年からオープンデータとして幅広く提供。
- 令和2年度から、水稻の作柄概況（7月15日現在及び8月15日現在）において、**人工衛星からの取得データを活用した水稻作柄予測手法**を導入。

筆ポリゴンの最新化の取組

- 「ほ場」の形状の変化に伴う筆ポリゴンの更新について、国立研究開発法人産業技術総合研究所との共同研究により、人工知能(AI)を活用して人工衛星画像等を解析し、形状等の変化があった筆ポリゴンを含む可能性が高い区画を抽出する手法を開発。
- 効率的な更新作業の実現を目指して、AIを活用して衛星画像を解析し筆ポリゴンを更新する手法の研究開発を令和7年度から取り組んでいる。
- 並行して、令和6～8年度の3か年をかけて、最新の衛星画像を用いて更新作業を実施中。

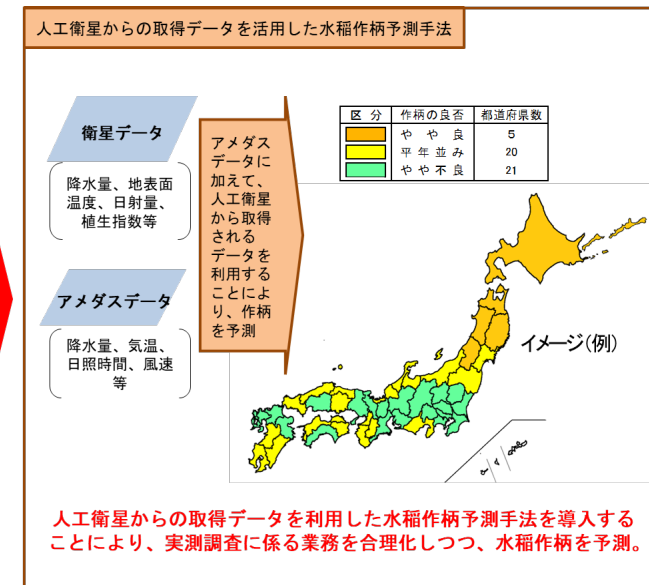


衛星画像に重ねて表示



人工衛星からの取得データを活用した水稻作柄予測手法の導入（7月及び8月）

- 水稻の作柄予測について、気象データに加え、人工衛星データを活用することにより、調査精度を維持しつつ、草丈、茎数等の実測調査に係る業務を合理化する手法を開発し、令和2年度から導入。



統計調査の精度向上

- 人工衛星データ・AIを活用した収量予測のための実証研究を新たに実施し、将来的な日本全国全ての作付地の人工衛星データを解析する全面積調査を志向し、収量把握の実証研究を実施。

○ 人工衛星データ・AIを活用した収量予測

令和7年度

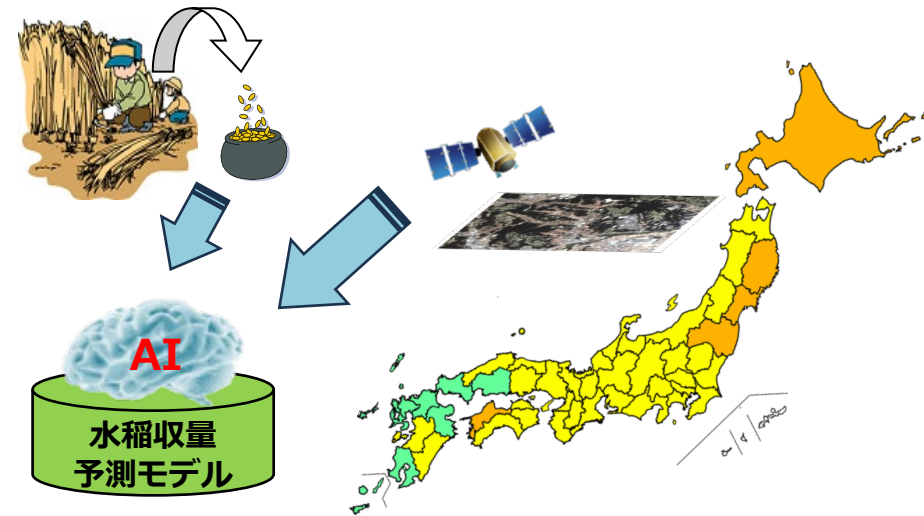
ITベンダーを公募し、ほ場毎の収量データを提供し、人工衛星データ・AIを活用した収量予測の取組を開始（9社）。

今後の実証研究の取組

令和7年度の取組結果を踏まえ、有望な技術について実証研究を実施し、予測精度を向上。

【収量予測モデルイメージ】

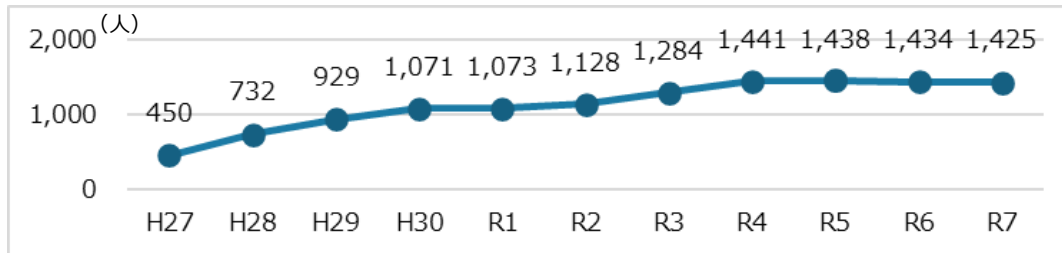
人工衛星画像やデータと、坪刈り調査結果をもとに収量予測モデルを作成し、水稻の収量を予測。



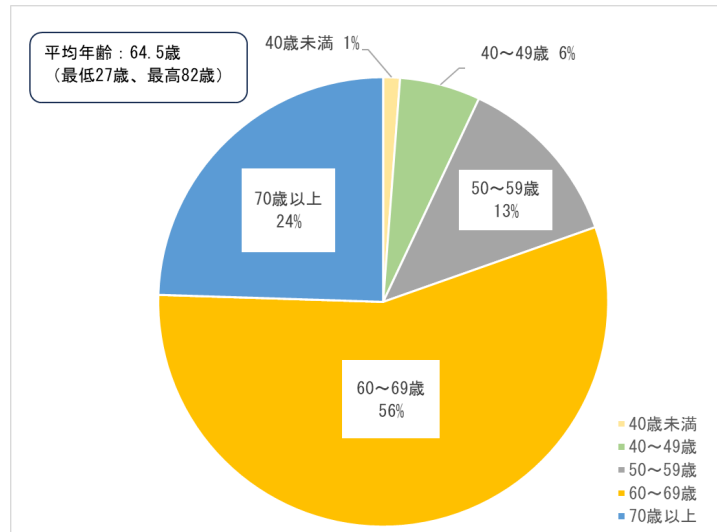
専門調査員の状況

- 民間委託になじまない要素が残る業務は、専門調査員を効率的に活用していくが、**専門調査員は、現在は、地方統計組織のOB・OG**を中心に、農業者や、JA、農業共済等のOB・OG等が担っている（平均年齢64歳）が、地方の農業関係機関等の定年延長や職員減少により、**確保が難しくなっている状況**。
- **専門調査員を担う人材の多様化**を図り、新たな人材を確保するため、地域おこし協力隊、マルチワーカーなどの視点に立った訴求ポイントをまとめたパンフレットを新たに作成。説明会等でパンフレットを配布するなど、総務省や農村振興局とも連携した周知活動を強化している。

専門調査員数の推移(年度当初)



専門調査員の年齢構成(R7(2025)年4月現在)



専門調査員のパンフレット

より豊かな未来のため、
日本の農林水産業の“いま”を調査する



農林水産統計調査 専門調査員

専門調査員とは

・農畜産物の生産コストなど、経営に関して農家から聞き取って把握する
・水稻の生産状況などについて、ほ場に出向いて把握する
などの業務があり、現場でのコミュニケーション力を活かせる、非常にやりがいのある仕事です。
任命期間中は、非常勤の一般職の国家公務員となります。

Point 1 ライフスタイルに合わせて働き方を選ぶ

毎日決まった時間に、決まった業務を行う必要はありません。調査対象となる農家や作物に応じて、業務を行う期間や時間が異なります。このため、複数の仕事に同時に従事する「マルチワーカー」や「二地域居住」の実践者など、様々なライフスタイルに応じたご活躍が可能です。

Point 2 地域の農業者と交流・つながることができる

調査対象である農家とコミュニケーションしながら、調査を進めていきます。このため、地域農業についての知識が深まるとともに、地域の農家との交流やつながりができ、地域との関わりに欠かせない人間関係を構築するきっかけとすることができます。

Point 3 農業の知識がなくても大丈夫

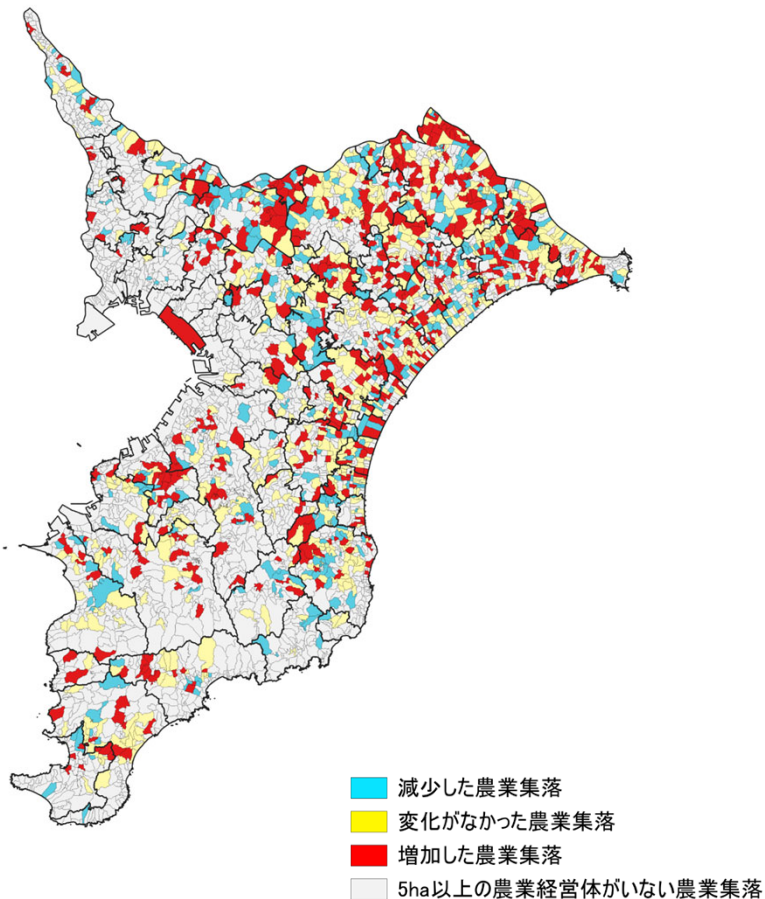
調査や農業の基本的知識について習得できる基礎的な研修、調査業務のスキルアップ研修を実施しています。
また、業務の実施に当たっては、経験豊富な農林水産省職員によるサポートも行います。

活かすDBを利用した地域農業分析スタイルのイメージ(地図情報)を利用した可視化等

農業集落単位のデータベースである「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を用いて、農林業センサスと行政データ等を組み合わせた小地域分析として、地域農業の現状を地図上で可視化し、各地域において課題があるエリアや施策を重点的に行うべきエリア等、施策の推進に役立つ直感的に判りやすい示唆を提供

◆地域の時系列での変化を分析

－ 5年間の大規模農業経営体数の動向をみる －

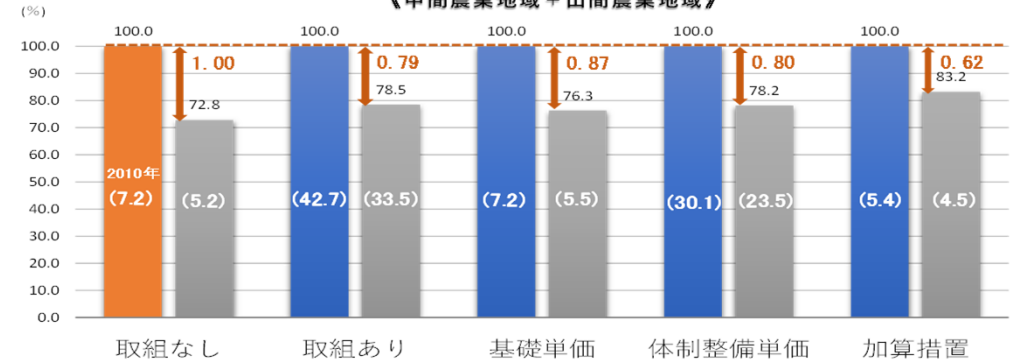


5ha以上の経営耕地面積を持つ農業経営体を大規模農業経営体と仮定し、2015年・2020年農林業センサスデータを組み合わせて分析することにより、5年間の大規模農業経営体数の変化を農業集落別に見える化
⇒大規模農業模経営体の動向を明らかにする。

◆制度・施策の取り組み効果・評価に用いる分析

2010年を100とした場合の2020年の状況（総農家の経営耕地面積）

《中間農業地域＋山間農業地域》

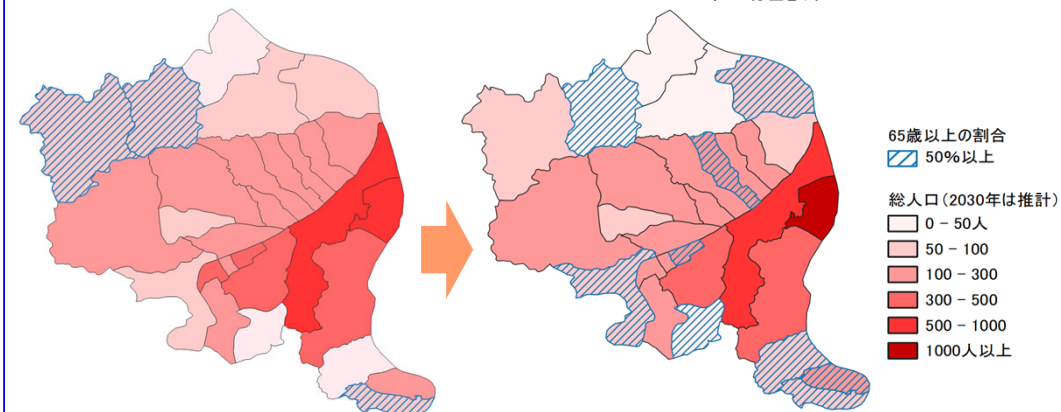


中山間地域等直接支払制度制度（農村振興局）と農林業センサスデータを組み合わせて分析することにより、制度メニューごとに取組効果（主要農業指標の比較）を分析することが可能

◆国勢調査結果と将来推計人口から地域の現状と10年後の比較

2020年

2030年（推計）



令和2年国勢調査結果（総務省）と将来推計人口（2030年）（国立社会保障・人口問題研究所）を組み合わせることで、農業集落別に人口分布と65歳以上の割合を2020年と2030年の10年間で比較し、10年後の農業集落の姿を見える化

農林水産統計の作成・公表状況（令和7年度実績）

【公表本数】年次統計：83本、年次以外の統計：96本（毎月）、意識・意向調査：4本

【年次統計の作成・公表状況】

番号	年次統計	公 表 内 容	公 表 日
1	作物統計	令和6年産そば（乾燥子実）の作付面積及び収穫量	令和7年4月8日
2	作物統計	令和6年産西洋なし、かき、くりの結果樹面積、収穫量及び出荷量	令和7年4月15日
3	作物統計	令和6年産大豆（乾燥子実）の収穫量	令和7年4月18日
4	作物統計	令和6年産指定野菜（春野菜、夏秋野菜等）の作付面積、収穫量及び出荷量 併載：令和6年産きゅうり、なす、トマト及びピーマンの年間計	令和7年4月30日
5	青果物卸売市場	青果物卸売市場調査結果（令和6年年間計及び月別）	令和7年4月30日
6	畜産物流通	令和6年鶏卵流通統計調査結果	令和7年4月30日
7	作物統計	令和6年産みかんの結果樹面積、収穫量及び出荷量	令和7年5月27日
8	作物統計	令和6年産りんごの結果樹面積、収穫量及び出荷量	令和7年5月27日
9	集落営農	令和7年集落営農実態調査結果（令和7年2月1日現在）	令和7年5月30日
10	海面漁業生産統計	令和6年漁業・養殖業生産統計	令和7年5月30日
11	畜産物流通統計	令和6年食鳥流通統計調査結果	令和7年5月30日
12	土壌改良資材の農業用払出量調査	令和6年土壌改良資材の農業用払出量調査結果	令和7年6月10日
13	農業経営統計	令和6年産麦類生産費（個別経営体）	令和7年6月27日
14	農業経営統計	令和6年産小麦生産費（組織法人経営体）	令和7年6月27日
15	農業経営統計	令和6年産なたね生産費	令和7年6月27日
16	作物統計	令和6年産花きの作付（収穫）面積及び出荷量	令和7年6月27日
17	作物統計	令和6年産さとうきびの収穫面積及び収穫量	令和7年7月1日
18	漁業構造動態	令和6年漁業構造動態調査結果（令和6年11月1日現在）	令和7年7月25日
19	畜産統計	畜産統計（令和7年2月1日現在）	令和7年7月25日
20	木材統計	令和6年木材統計	令和7年7月29日
21	特用林産物生産統計	令和6年特用林産物生産統計調査結果	令和7年7月29日
22	生産者の米穀在庫等	令和6年生産者の米穀在庫等調査結果	令和7年7月29日
23	農業物価統計	農業物価統計調査 令和6年農業物価指数（令和2年基準）	令和7年7月30日
24	作物統計	令和7年産水稻の西南暖地における早期栽培等の10a当たり収量の前年比見込み （7月15日現在）	令和7年8月1日
25	意識・意向調査	令和6年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査	令和7年8月8日
26	意識・意向調査	農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査結果	令和7年8月8日

番号	年次統計	公 表 内 容	公 表 日
27	作物統計	令和6年産キウイフルーツの結果樹面積、収穫量及び出荷量	令和7年8月8日
28	水産物流通統計	令和6年水産加工統計調査結果	令和7年8月8日
29	水産物流通統計	令和6年産地水産物用途別出荷量調査結果	令和7年8月8日
30	作物統計	作物統計調査 令和7年産一番茶の摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量（主産県）	令和7年8月19日
31	花木等生産状況	令和5年産花木等生産状況調査結果（主産県）	令和7年8月19日
32	作物統計	令和6年産パインアップルの収穫面積、収穫量及び出荷量（沖縄県）	令和7年8月26日
33	農業経営統計	令和6年産てんさい生産費	令和7年8月29日
34	農業経営統計	令和6年産そば生産費	令和7年8月29日
35	農業経営統計	令和6年産原料用ばれいしょ生産費	令和7年8月29日
36	農業経営統計	令和6年産原料用かんしょ生産費	令和7年8月29日
37	農業経営統計	令和6年産さとうきび生産費	令和7年8月29日
38	農業経営統計	令和6年産大豆生産費（個別経営体）	令和7年8月29日
39	農業経営統計	令和6年産大豆生産費（組織法人経営体）	令和7年8月29日
40	作物統計	令和6年産指定野菜（秋冬野菜等）及び指定野菜に準ずる野菜の作付面積、収穫量 及び出荷量 併載：令和6年産野菜（41品目）の作付面積、収穫量及び出荷量（年間計）	令和7年8月29日
41	作物統計	令和7年産水稻の8月15日現在における10a当たり収量の前年比見込み	令和7年8月29日
42	作物統計	令和6年農作物作付（栽培）延べ面積及び耕地利用率	令和7年9月9日
43	木質バイオマスエネルギー利用動向	令和6年木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果	令和7年9月19日
44	容器包装利用・製造等実態	令和7年度容器包装利用・製造等実態調査結果	令和7年9月25日
45	野生鳥獣資源利用実態	令和6年度野生鳥獣資源利用実態調査結果	令和7年9月26日
46	漁業経営統計	令和6年漁業経営統計調査結果	令和7年9月30日
47	作物統計	令和7年産水稻の作付面積及び9月25日現在の予想収穫量	令和7年10月10日
48	作物統計	令和7年茶栽培面積（7月15日現在）	令和7年10月14日
49	生産者の米穀在庫等	令和6年 生産者の米穀在庫等調査結果（令和7年6月30日現在の在庫量）	令和7年10月22日
50	作物統計	令和7年耕地面積（7月15日現在）	令和7年10月28日
51	特定作物統計	令和7年産「い」の作付面積、収穫量及び量表生産量（熊本県）	令和7年10月28日
52	農業経営統計	令和6年産米生産費	令和7年10月31日
53	家畜排せつ物管理方法等実態	家畜排せつ物管理方法等実態調査（令和6年8月1日現在）	令和7年11月18日
54	作物統計	令和7年産水稻の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量	令和7年11月18日
55	作物統計	令和7年産びわ、おうとう、うめの栽培面積、結果樹面積、収穫量及び出荷量	令和7年11月25日
56	農林業センサス	2025年農林業センサス結果の概要（概数値）（令和7年2月1日現在）	令和7年11月28日

番号	年次統計	公 表 内 容	公 表 日
57	愛玩動物看護師就職状況等	令和7年愛玩動物看護師就職状況等調査結果	令和7年11月28日
58	作物統計	令和7年産麦類(子実用)の作付面積及び収穫量	令和7年11月28日
59	作物統計	令和7年産水陸稲の収穫量	令和7年12月12日
60	農業経営統計	令和6年農業経営体の経営収支	令和7年12月19日
61	農業経営統計	令和6年牛乳生産費	令和7年12月19日
62	農業経営統計	令和6年肉用牛生産費[子牛・去勢若齢肥育牛・乳用雄育成牛・乳用雄肥育牛・交雑種育成牛・交雑種肥育牛]	令和7年12月19日
63	農業経営統計	令和6年肥育豚生産費	令和7年12月19日
64	生産農業所得統計	令和6年農業総産出額及び生産農業所得(全国)	令和7年12月23日
65	生産農業所得統計	令和6年農業産出額及び生産農業所得(都道府県別)	令和7年12月23日
66	作物統計	令和7年産なたね(子実用)の作付面積及び収穫量	令和7年12月23日
67	作物統計	令和7年産もも、すももの栽培面積、結果樹面積、収穫量及び出荷量	令和8年1月27日
68	作物統計	令和7年産てんさいの作付面積及び収穫量(北海道)	令和8年1月30日
69	作物統計	令和7年産かんしょの作付面積及び収穫量	令和8年2月3日
70	作物統計	令和7年産春植えばれいしょの作付面積、収穫量及び出荷量	令和8年2月10日
71	作物統計	令和7年産日本なし、ぶどうの栽培面積、結果樹面積、収穫量及び出荷量	令和8年2月17日
72	作物統計	令和7年産茶の摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量(主産県)	令和8年2月20日
73	特定作物統計	令和7年産こんにゃくいもの栽培面積、収穫面積及び収穫量	令和8年2月24日
74	林業産出額	令和6年林業産出額	令和8年2月25日
75	特定作物統計	令和7年産小豆、いんげん及びらっかせい(乾燥子実)の作付面積及び収穫量	令和8年2月27日
76	作物統計	令和7年産飼料作物の作付(栽培)面積及び収穫量、えん麦(緑肥用)の作付面積	令和8年3月10日
77	漁業産出額	令和6年漁業産出額	令和8年3月17日
78	意識・意向調査	令和7年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査	令和8年3月17日
79	意識・意向調査	有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果	令和8年3月17日
80	農道整備状況	令和7年度農道整備状況調査結果	令和8年3月27日
81	農業協同組合及び同連合一斉	令和6事業年度農業協同組合及び同連合会一斉調査結果	令和8年3月27日
82	森林組合一斉	令和6年度森林組合一斉調査結果	令和8年3月27日
83	農業・食料関連産業の経済計算	令和6年度農業・食料関連産業の経済計算(概算)	令和8年3月27日
84	農林業センサス	2025年農林業センサス結果の概要(確定値)	令和8年3月31日
85	牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査結果(令和7年基礎調査)	令和8年3月31日
86	畜産物流通調統計	令和7年鶏卵流通統計調査結果	令和8年3月31日
87	6次産業化総合	令和6年度6次産業化総合調査結果	令和8年3月31日

アクセス件数

○ 農林水産省ホームページへのアクセス件数

区分等	カウントページ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	農林水産省トップページ	6,069,925	7,527,131	8,157,191	8,563,154	12,985,678	28,938,484
	(月平均)	(505,827)	(627,261)	(679,766)	(713,596)	(1,082,140)	(2,411,540)
統計	統計部ホームページ	335,245	299,709	270,111	347,161	315,110	405,149
	(月平均)	(27,937)	(24,976)	(22,509)	(28,930)	(26,259)	(33,762)
	わがマチ・わがムラ 情報提供システム	218,151	142,801	524,911	2,270,034	521,923	978,528
	(月平均)	(18,179)	(11,900)	(43,743)	(189,170)	(43,494)	(81,544)

資料：大臣官房広報評価課調べによる。

○ 「e-Stat(政府統計の総合窓口)」へのアクセス件数

府 省 等 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	29,838,022	38,158,484	40,218,670	34,868,309	66,527,751
農林水産省	8,573,569	12,569,322	10,386,991	8,931,658	23,658,329
総 務 省	10,380,470	9,964,494	10,655,941	9,412,718	14,235,176
厚生労働省	4,292,520	5,971,254	7,695,333	6,825,765	13,576,335
国土交通省	1,565,282	2,053,365	3,663,026	3,207,575	4,735,122
財 務 省	1,117,301	2,612,209	2,514,622	1,529,848	3,259,082
文部科学省	1,350,624	1,818,582	2,064,470	2,116,786	2,832,704
内 閣 府	778,382	1,077,892	1,149,892	1,030,180	1,437,073
経済産業省	568,916	712,578	756,922	673,411	1,201,430
法 務 省	992,933	1,050,973	911,713	850,437	1,189,052
環 境 省	118,890	194,114	283,065	158,887	224,918
人 事 院	51,224	72,353	67,106	61,614	96,795
内 閣 官 房	20,842	27,388	36,011	32,852	34,168
外 務 省	25,272	25,632	20,512	22,741	28,780
防 衛 省	1,797	8,328	13,066	13,837	18,787

資料：総務省「統計法施行状況報告」

注1：アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもののほか、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

注2：平成30年度から各府省のアクセス件数が大幅に減少しているのはクローラーアクセス(※)を除いたことによる。

※検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

調査票情報の利用件数について

統計分野別		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
経営関係		24	32	38	35	42	171
構造関係		92	56	59	83	77	367
生産関係		15	37	33	34	33	152
流通消費関係		23	34	42	36	30	165
計		154	159	172	188	182	855
うち省外への提供	他省庁	5	9	13	8	15	50
	都道府県	28	41	42	34	35	180
	大学、研究機関等	14	28	20	8	10	80
	計	47	78	75	50	60	310

注： 調査票情報の利用件数とは、調査票情報を使った組替集計及び名簿の作成並びに調査票情報の提供すべての件数で、一度の申出で複数の統計調査の調査票情報を提供した場合は、個別の統計調査ごとに計上した。

「調査票情報の二次利用」及び「調査票情報の提供」とは

1 調査票情報の二次利用

統計法第 32 条の規定に基づいて実施したものをいう。

なお、当該規定は、自らが実施した統計調査の調査票情報について、統計的な目的であれば、当該調査実施者内部で二次利用（統計の作成等）できる旨を定めたものである。

「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）抜粋

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合、
- 二 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

2 調査票情報の提供

統計法第 33 条又は同法第 33 条の 2 の規定に基づいて実施したものをいう。

なお、当該規定は、自らが実施した統計調査の調査票情報について、高度の公益性が認められる統計的な目的であれば、外部の者に提供することができる旨を定めたものである。

「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）抜粋

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等